

# 平成 26 年度における公文書等の管理等の状況について

(行政文書の管理の状況)  
(法人文書の管理の状況)  
(特定歴史公文書等の保存及び利用の状況)

平成 28 年 2 月

内閣府大臣官房公文書管理課

## 目 次

はじめに	1
○ 行政文書の管理の状況について	3
I 対象機関	3
II 対象期間	4
III 報告の概要	5
1 行政文書ファイル等の作成等の状況	5
(1) 行政文書ファイル等の保有数	
(2) 行政文書ファイル等の媒体の種別	
2 行政文書ファイル等の管理の状況	8
3 保存期間が満了した行政文書ファイル等の移管・廃棄等の状況	10
(1) 移管	
(2) 廃棄	
(3) 保存期間の延長状況	
(4) 行政文書ファイル保存要領・集中管理の推進に関する方針の整備状況	
4 文書管理に係る研修の実施状況	18
5 点検及び監査の実施状況	19
(1) 点検の実施状況	
(2) 監査の実施状況	
6 行政文書ファイル等の紛失等の状況	20
(1) 行政文書ファイル等の紛失等の状況	
(2) 職員の処分の状況	
<資料> 行政機関別内訳表	
資料1 行政文書ファイル等の保有数	23
資料2 行政文書ファイル等の媒体の種別	24
資料3 保存期間が満了したときの措置の設定状況	25
資料4 保存期間が満了した行政文書ファイル等の移管・廃棄等の状況	26
資料5 国立公文書館等への移管ファイル等数	27
資料6 廃棄に係る協議の状況	28
資料7 保存期間の延長理由	29
資料8 保存期間の延長状況	30
資料9－1 研修の実施状況（研修の実施回数）	31
資料9－2 研修の実施状況（研修の実施内容）	32
資料10 点検の実施状況	33
資料11 監査の実施状況	34
資料12 紛失、誤廃棄等の状況	35
資料13 その他の不適切な文書管理の状況	36
資料14 点検及び監査の実施状況（主な指摘事項及び改善等措置状況）	37

○ 法人文書の管理の状況について	39
I 対象機関	39
II 対象期間	40
III 報告の概要	41
1 法人文書管理規則の制定及び公表状況	41
2 法人文書ファイル管理簿の整備及び公表状況	41
3 法人文書ファイル等の管理の状況	42
(1) 法人文書ファイル等の保有数	
(2) 保存期間が満了したときの措置（レコードスケジュール）の設定状況	
(3) 保存期間が満了した法人文書ファイル等の移管・廃棄等の状況	
(4) 法人文書ファイル保存要領及び集中管理の推進に関する方針の整備状況	
4 研修の実施状況	50
5 点検及び監査の実施状況	51
(1) 点検の実施状況	
(2) 監査の実施状況	
6 法人文書ファイル等の紛失等の状況	53

<資料> 独立行政法人等別内訳表

資料1 法人文書ファイル等の保有数等	55
資料2 保存期間が満了したときの措置（レコードスケジュール）の設定状況	59
資料3 移管又は廃棄等の状況	63
資料4 保存期間の延長理由	67
資料5 研修の実施状況	71
資料6 点検の実施状況	75
資料7 監査の実施状況	79
資料8 紛失等の状況	83
資料9 点検及び監査の実施状況（主な指摘事項及び改善等措置状況）	84

○ 特定歴史公文書等の保存及び利用の状況について	87
I 対象施設	87
II 対象期間	87
III 報告の概要	88
1 保存の状況	88
(1) 特定歴史公文書等の所蔵件数及び目録の記載状況	
(2) 利用制限区分の状況	
2 移管受入れの状況	91
3 利用請求及び処理の状況	92
(1) 利用請求件数	
(2) 利用請求の処理状況	
4 利用決定の状況	94
(1) 利用決定件数	
(2) 利用決定までの期間の状況	
5 利用の状況	98
6 異議申立ての状況	99
7 訴訟の状況	100
8 利用の促進の状況	100
(1) 簡便な方法による利用の状況	
(2) 複製物の作成の状況	
(3) デジタルアーカイブの実施状況	
(4) 展示会及び見学会の開催状況	
(5) 特定歴史公文書等の貸出し	
(6) 原本の特別利用の状況	
(7) レファレンスの実施状況	
9 特定歴史公文書等の廃棄の状況	108
10 研修及び講師派遣の状況	108
11 その他の取組状況	110
＜資 料＞	
資料 1 平成 26 年度中に新たに目録公開した主な特定歴史公文書等	111
資料 2 展示会の開催状況	114

## はじめに

公文書等の管理に関する法律（平成 21 年法律第 66 号）は、「行政文書」、「法人文書」及び「特定歴史公文書等」を総称して「公文書等」として定義し（第 2 条第 8 項）、この公文書等の管理について、基本的事項を定めること等により、行政文書等の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図ることとしており、

これらの状況を把握するため、

- ① 第 9 条においては、行政機関の長は、行政文書ファイル管理簿の記載状況その他の行政文書の管理の状況について
- ② 第 12 条においては、独立行政法人等は、法人文書ファイル管理簿の記載状況その他の法人文書の管理の状況について
- ③ 第 26 条においては、国立公文書館等の長は、特定歴史公文書等の保存及び利用の状況について

それぞれ、毎年度、内閣総理大臣に報告しなければならないと規定しており、内閣総理大臣は、毎年度、当該報告を取りまとめ、その概要を公表することとされている。

本冊子は、上記各条に基づき、平成 26 年度におけるこれらの状況について、各機関からの報告を受け、その概要を取りまとめたものである。

※ 割合で示した数値は、小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、個々の数値の合算と合計とが一致しない場合がある。

(行政文書の管理の状況)

# 平成 26 年度における行政文書の管理の状況について

## I 対象機関

公文書等の管理に関する法律(平成 21 年法律第 66 号。以下「公文書管理法」という。)第 2 条第 1 項各号に掲げる全ての行政機関 (559 機関)

---

第 1 号 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関 (内閣府を除く。)及び内閣の所轄の下に置かれる機関 (25 機関)

内閣官房、内閣法制局、国家安全保障会議、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部、都市再生本部、構造改革特別区域推進本部、知的財産戦略本部、地球温暖化対策推進本部、地域再生本部、郵政民営化推進本部、中心市街地活性化本部、道州制特別区域推進本部、総合海洋政策本部、宇宙開発戦略本部、総合特別区域推進本部、国土強靱化推進本部、社会保障制度改革推進本部、健康・医療戦略推進本部、社会保障制度改革推進会議、水循環政策本部、まち・ひと・しごと創生本部、サイバーセキュリティ戦略本部、原子力防災会議、人事院、復興庁

(注) 本調査結果においては、下線を付した機関は、内閣官房の内数としている。

第 2 号 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法(平成 11 年法律第 89 号)第 49 条第 1 項及び第 2 項に規定する機関 (これらの機関のうち第 4 号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。)(7 機関)

内閣府、宮内庁、公正取引委員会、国家公安委員会、特定個人情報保護委員会、金融庁、消費者庁

第 3 号 国家行政組織法(昭和 23 年法律第 120 号)第 3 条第 2 項に規定する機関 (第 5 号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。)(28 機関)

総務省、公害等調整委員会、消防庁、法務省、公安審査委員会、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、厚生労働省、中央労働委員会、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、特許庁、中小企業庁、国土交通省、運輸安全委員会、観光庁、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省

第4号 内閣府設置法第39条及び第55条並びに宮内庁法（昭和22年法律第70号）第16条第2項の機関並びに内閣府設置法第40条及び第56条（宮内庁法第18条第1項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの（1機関）  
＜国家公安委員会に置かれる特別の機関＞  
警察庁

第5号 国家行政組織法第8条の2の施設等機関及び同法第8条の3の特別の機関で、政令で定めるもの（497機関）

＜法務省に置かれる特別の機関＞

検察庁

（注） 公文書管理法においては、最高検察庁、各高等検察庁、各地方検察庁及び各区検察庁を、それぞれ一の行政機関としてその対象としている。

本調査結果においては、まとめて1機関としている。

第6号 会計検査院（1機関）

- （注） 1 健康・医療戦略推進本部は、平成26年6月10日に設置。  
2 社会保障制度改革推進会議は、平成26年6月12日に設置。  
3 水循環政策本部は、平成26年7月1日に設置。  
4 まち・ひと・しごと創生本部は、平成26年12月2日に設置。  
5 サイバーセキュリティ戦略本部は、平成27年1月13日に設置。

\*\*\*\*\*

## II 対象期間

平成26年度（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）の状況  
時点を問うものは、平成27年3月31日時点（※）の状況

※ ただし、会計検査院においては、12月31日に保存期間が満了するものが大多数であるため、平成26年12月31日時点の状況

### Ⅲ 報告の概要

#### 1 行政文書ファイル等の作成等の状況

行政機関の職員は、公文書管理法第1条の目的の達成に資するため、当該行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、文書を作成しなければならないとされている（同法第4条）。これに基づき、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書であって、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有する「行政文書」（同法第2条第4項）は、能率的な事務又は事業の処理及びその適切な保存に資するよう、単独で管理することが適当であると認めるものを除き、適時に、相互に密接な関連を有するものを一の集合物（以下「行政文書ファイル」という。）にまとめなければならないとされている（同法第5条第2項）。

#### (1) 行政文書ファイル等の保有数

各行政機関が保有する行政文書ファイル及び単独で管理する行政文書（以下「行政文書ファイル等」という。）の保有数は、表1のとおり、16,582,435ファイルであり、その内訳は、本省庁が1,160,207ファイル(7.0%)、施設等機関が824,927ファイル(5.0%)、特別の機関が3,488,887ファイル(21.0%)、地方支分部局が11,108,414ファイル(67.0%)となっている。

このうち、平成26年度に新規に作成又は取得された行政文書ファイル等は2,586,912ファイルであり、その内訳は、本省庁が91,234ファイル(3.5%)、施設等機関が120,361ファイル(4.7%)、特別の機関が1,162,234ファイル(44.9%)、地方支分部局が1,213,083ファイル(46.9%)となっている。

平成25年度と比べると、行政文書ファイル等の保有数は1,304,802ファイル(対前年度8.5%)増加している。

**表 1 行政文書ファイル等の保有数**

(単位：ファイル、%)

行政文書ファイル等数					
	総数	本省庁	施設等機関	特別の機関	地方支分部局
平成26年度	16,582,435 (100.0)	1,160,207 (7.0)	824,927 (5.0)	3,488,887 (21.0)	11,108,414 (67.0)
うち新規	2,586,912 (100.0)	91,234 (3.5)	120,361 (4.7)	1,162,234 (44.9)	1,213,083 (46.9)
平成25年度	15,277,633 (100.0)	1,116,844 (7.3)	704,907 (4.6)	2,970,427 (19.4)	10,485,455 (68.6)
うち新規	2,603,087 (100.0)	93,469 (3.6)	120,194 (4.6)	1,120,263 (43.0)	1,269,161 (48.8)
平成24年度	14,240,214 (100.0)	1,087,907 (7.6)	643,729 (4.5)	2,710,548 (19.0)	9,798,030 (68.9)
うち新規	2,594,449 (100.0)	106,568 (4.1)	122,894 (4.7)	1,002,080 (38.6)	1,362,907 (52.5)
平成23年度	14,672,757 (100.0)	1,339,572 (9.1)	676,974 (4.6)	2,556,460 (17.4)	10,099,751 (68.9)
うち新規	2,159,446 (100.0)	149,638 (6.9)	121,594 (5.6)	655,481 (30.4)	1,232,733 (57.1)

(注) 1 「うち新規」は、新規に作成又は取得された行政文書ファイル等数で、内数を表す。  
2 ( ) 内は、行政文書ファイル等数に占める割合を表す。

(参考1) 保有する行政文書ファイル等数が多い行政機関

(単位：ファイル、%)

行政機関名	行政文書ファイル等数				
	本省庁	施設等機関	特別の機関	地方支分部局	
防衛省	3,214,261 (100.0)	32,143 (1.0)	19,664 (0.6)	3,053,041 (95.0)	109,413 (3.4)
国土交通省	3,152,044 (100.0)	58,973 (1.9)	18,356 (0.6)	27,734 (0.9)	3,046,981 (96.7)
国税庁	2,904,053 (100.0)	30,580 (1.1)	14,468 (0.5)	18,016 (0.6)	2,840,989 (97.8)
法務省	1,789,523 (100.0)	68,183 (3.8)	616,069 (34.4)	0 (0.0)	1,105,271 (61.8)
厚生労働省	1,651,995 (100.0)	75,184 (4.6)	50,428 (3.1)	0 (0.0)	1,526,383 (92.4)

(注) ( ) 内は、行政文書ファイル等数に占める割合を表す。

## (2) 行政文書ファイル等の媒体の種別

各行政機関が保有する全ての行政文書ファイル等 16,582,435 ファイルについて、その媒体の種別ごとにみると、表 2 のとおり、紙媒体が 15,692,165 ファイル(94.6%)、電子媒体が 864,882 ファイル(5.2%)、その他の媒体が 25,388 ファイル(0.2%)となっており、紙媒体がその大多数を占めている。

平成 25 年度と比べると、全ての行政文書ファイル等に占める紙媒体の割合が増加 (1.4%) し、電子媒体の割合が減少 (△1.3%) している。

表 2 行政文書ファイル等の媒体の種別

(単位：ファイル、%)

行政文書ファイル等数 (再掲)		紙媒体	電子媒体	その他の媒体
平成26年度	16,582,435 (100.0)	15,692,165 (94.6)	864,882 (5.2)	25,388 (0.2)
うち新規	2,586,912 (100.0)	2,422,075 (93.6)	164,178 (6.3)	501 (0.0)
平成25年度	15,277,633 (100.0)	14,238,460 (93.2)	999,342 (6.5)	39,831 (0.3)
うち新規	2,603,087 (100.0)	2,477,920 (95.2)	124,584 (4.8)	583 (0.0)
平成24年度	14,240,214 (100.0)	13,468,615 (94.6)	745,479 (5.2)	26,120 (0.2)
うち新規	2,594,449 (100.0)	2,439,951 (94.0)	154,207 (5.9)	291 (0.0)
平成23年度	14,672,757 (100.0)	14,023,805 (95.6)	612,308 (4.2)	36,644 (0.2)

- (注) 1 「電子媒体」は、CD、DVD、一元的文書管理システム、個別業務システム等で管理される行政文書ファイル等を表す。  
 2 「その他の媒体」は、フィルム、ビデオテープ等で管理される行政文書ファイル等を表す。  
 3 「うち新規」は、新規に作成又は取得された行政文書ファイル等数で、内数を表す。  
 4 ( ) 内は、行政文書ファイル等数に占める割合を表す。

(参考2) 電子媒体による行政文書ファイル等の保有割合が高い行政機関

(単位：ファイル、%)

行政機関名	行政文書ファイル等数			
		紙媒体	電子媒体	その他の媒体
消防庁	5,158 (100.0)	2,118 (41.1)	3,040 (58.9)	0 (0.0)
うち新規	481 (100.0)	126 (26.2)	355 (73.8)	0 (0.0)
総務省	180,584 (100.0)	82,260 (45.6)	98,324 (54.4)	0 (0.0)
うち新規	15,602 (100.0)	3,544 (22.7)	12,058 (77.3)	0 (0.0)
人事院	20,758 (100.0)	12,601 (60.7)	8,157 (39.3)	0 (0.0)
うち新規	2,769 (100.0)	655 (23.7)	2,114 (76.3)	0 (0.0)
国家公安委員会	197 (100.0)	127 (64.5)	70 (35.5)	0 (0.0)
うち新規	5 (100.0)	4 (80.0)	1 (20.0)	0 (0.0)
国税庁	2,904,053 (100.0)	2,393,349 (82.4)	508,143 (17.5)	2,561 (0.1)
うち新規	389,877 (100.0)	297,653 (76.3)	92,124 (23.6)	100 (0.0)

(注) 1 「うち新規」は、新規に作成又は取得された行政文書ファイル等数で、内数を表す。

2 ( ) 内は、行政文書ファイル等数に占める割合を表す。

## 2 行政文書ファイル等の管理の状況

行政文書ファイル等は、適正な管理とともに効率的に業務に使用できるよう、適切に分類し、分かりやすい名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定することとされている(公文書管理法第5条第1項及び第3項)。また、保存期間が満了したときに、歴史公文書等に該当するものとして国立公文書館等に移管する措置をとるか、それ以外のものとして廃棄する措置をとるかを、保存期間満了前のできる限り早い時期に定めなければならないとされている(同条第5項)。

この保存期間が満了したときの措置は、「行政文書ファイル管理簿」に記載し、公表することとされており(同法第7条)、各行政機関の行政文書ファイル管理簿は、それぞれのホームページに掲載されるとともに、電子政府の総合窓口(e-Gov)(<http://www.e-gov.go.jp/>)からも閲覧できるようになっている。

### (1) 保存期間が満了したときの措置（レコードスケジュール）の設定状況

公文書管理法では、歴史資料として重要な行政文書ファイル等が確実に国立公文書館等に移管されるようにするため、行政文書ファイル等の内容を最も熟知するその作成者等が移管又は廃棄の判断に関与できるようにすることを目的として、保存期間満了前のできる限り早い時期に、保存期間が満了したときの措置（レコードスケジュール）を定めることとされている。

なお、各行政機関が保有する行政文書ファイル等には、公文書管理法施行以前に作成され、保有しているものが大量にあるが、法施行前に作成・取得した行政文書ファイル等についても、できるだけ早期に設定するよう努めるものとされている。

各行政機関が保有する全ての行政文書ファイル等 16,582,435 ファイルについて保存期間が満了したときの措置（移管又は廃棄）の設定状況をみると、表3のとおり、保存期間が満了したときの措置を設定済みとしているものが15,234,254 ファイル（91.9%）、未設定としているものが1,348,181 ファイル（8.1%）となっている。

平成25年度と比べると、設定済みファイルの割合が90.7%から91.9%に増加している。

このうち、平成26年度に新規に作成又は取得された2,586,912 ファイルについては、保存期間が満了したときの措置を設定済みとしているものが2,577,301 ファイル（99.6%）となっており、ほとんどのファイルについて保存期間満了時の措置が付与されている。

表3 保存期間が満了したときの措置（レコードスケジュール）の設定状況

（単位：ファイル、%）

行政文書ファイル等数（再掲）		設定済みとしているもの	未設定としているもの
平成26年度	16,582,435 (100.0)	15,234,254 (91.9)	1,348,181 (8.1)
うち新規	2,586,912 (100.0)	2,577,301 (99.6)	9,611 (0.4)
平成25年度	15,277,633 (100.0)	13,853,015 (90.7)	1,424,618 (9.3)
うち新規	2,603,087 (100.0)	2,596,057 (99.7)	7,030 (0.3)
平成24年度	14,240,214 (100.0)	11,884,027 (83.5)	2,356,187 (16.5)
うち新規	2,594,449 (100.0)	2,520,067 (97.1)	74,382 (2.9)
平成23年度	14,672,757 (100.0)	8,750,305 (59.6)	5,922,452 (40.4)
うち新規	2,159,446 (100.0)	1,929,022 (89.3)	230,424 (10.7)

(注) 1 「うち新規」は、新規に作成又は取得された行政文書ファイル等数で、内数を表す。

2 ( ) 内は、行政文書ファイル等数に占める割合を表す。

### 3 保存期間が満了した行政文書ファイル等の移管・廃棄等の状況

行政機関の長は、保存期間が満了した行政文書ファイル等について、あらかじめ設定された保存期間が満了したときの措置（レコードスケジュール）に従い、国立公文書館等に移管し、又は廃棄しなければならないとされており（公文書管理法第8条第1項）、廃棄しようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議し、その同意を得なければならないとされている（会計検査院は除く。同条第2項）。

なお、公文書等の管理に関する法律施行令（平成22年政令第250号。以下「公文書管理法施行令」という。）別表において定める有期の最長の保存期間は30年であるが、保存期間及び保存期間の満了する日は、公文書管理法第5条第4項及び同法施行令第9条の規定に基づき、延長することができることとされている。

各行政機関において、平成26年度に保存期間が満了した（当初満了予定であったが保存期間を延長したものを含む。）行政文書ファイル等は3,310,481ファイルであり、その移管・廃棄等の状況をみると、表4のとおり、「移管」することとされたものが13,696ファイル(0.4%)、「廃棄」することとされたものが2,307,873ファイル(69.7%)、保存期間を「延長」することとされたものが988,912ファイル(29.9%)となっている。

平成25年度と比べると「移管」及び「廃棄」することとされたものが増加（移管：3,898ファイル、廃棄：556,439ファイル）し、「延長」することとされたものが減少（△57,351ファイル）している。

表4 保存期間が満了した行政文書ファイル等の移管・廃棄の状況

(単位：ファイル、%)

保存期間満了行政文書ファイル等数		移 管	廃 棄	延 長
平成26年度	3,310,481 (100.0)	13,696 (0.4)	2,307,873 (69.7)	988,912 (29.9)
平成25年度	2,807,495 (100.0)	9,798 (0.3)	1,751,434 (62.4)	1,046,263 (37.3)
平成24年度	2,537,963 (100.0)	12,653 (0.5)	2,309,543 (91.0)	215,767 (8.5)
平成23年度	2,339,901 (100.0)	17,140 (0.7)	2,164,048 (92.5)	158,713 (6.8)

(注) ( )内は、行政文書ファイル等数に占める割合を表す。

## (1) 移管

保存期間が満了した行政文書ファイル等が歴史公文書等に該当する場合には、国立公文書館等に移管しなければならないとされており（公文書管理法第8条第1項）、宮内庁にあっては宮内庁書陵部図書課宮内公文書館に、外務省にあっては外務省大臣官房総務課外交史料館に、その他の行政機関にあっては独立行政法人国立公文書館の設置する公文書館（以下単に「国立公文書館」という。）に移管されることとなる。

各行政機関において、平成26年度に保存期間が満了した行政文書ファイル等で国立公文書館等へ移管することとされたものは、13,694ファイルであり、その移管先は、表5のとおりである。当該ファイルは平成27年度に移管されることとなる。

なお、平成25年度と比べると、移管することとされた行政文書ファイル等数は9,799ファイルから13,694ファイルへと増加している。

表5 国立公文書館等への移管ファイル等数

(単位：ファイル)

	国立公文書館	宮内公文書館	外交史料館	合計
平成26年度	6,346	201	7,147	13,694
平成25年度	5,037	239	4,523	9,799
平成24年度	6,296	273	6,083	12,652
平成23年度	6,087	304	4,138	10,529

(注) 国立公文書館への移管は年度単位であり、会計検査院は行政文書ファイル等を暦年で管理しているため、移管ファイル等数の合計は、表4の移管ファイル等数と一致していない。

(参考3) 国立公文書館等への移管ファイル等数が多い行政機関

(単位：ファイル、%)

行政機関名	移管ファイル等数	平成26年度保存期間満了ファイル等数	移管文書の例
外務省	7,147 (31.2)	22,912 (100.0)	外交記録、国際会議関係資料
財務省	939 (5.0)	18,860 (100.0)	『昭和財政史-終戦から講和』編纂資料、外国為替等審議会報告書
経済産業省	744 (2.7)	28,023 (100.0)	2004年APEC関連資料、日本貿易保険部会開催資料
環境省	572 (4.3)	13,449 (100.0)	湖沼水質保全特別措置法関係資料、中央環境審議会総会資料
内閣法制局	481 (71.3)	675 (100.0)	法律案審査録、政令案審査録

(注) ( ) 内は、平成26年度保存期間満了行政文書ファイル等数に占める割合を表す。

(参考4) 保存期間が満了したファイル等に占める「移管」の割合が多い行政機関

(単位：ファイル、%)

行政機関名	移管ファイル等数	平成26年度保存期間満了ファイル等数	移管文書の例
内閣法制局	481 (71.3)	675 (100.0)	法律案審査録、政令案審査録
外務省	7,147 (31.2)	22,912 (100.0)	外交記録、国際会議関係資料
観光庁	12 (29.3)	41 (100.0)	公益法人許認可関係綴(昭和58年度)
公害等調整委員会	23 (17.8)	129 (100.0)	公害等調整委員会会議資料、公害苦情処理事例集
中央労働委員会	79 (16.6)	476 (100.0)	新賃金調停、労働争議関係書類

(注) ( ) 内は、平成26年度保存期間満了行政文書ファイル等数に占める割合を表す。

## (2) 廃棄

各行政機関（会計検査院を除く。以下この項において同じ。）において保存期間が満了した行政文書ファイル等を廃棄しようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議し、その同意を得ることが必要となっている（公文書管理法第8条第2項）。

各行政機関からなされた廃棄に係る協議及び内閣総理大臣の同意の状況をみると、表6のとおり、平成26年度に保存期間が満了する行政文書ファイル等について、平成27年3月31日までに廃棄に係る協議がなされたものは1,734,537ファイルとなっており、このうち、同意がなされたものは570,649ファイル（32.9%）、廃棄が不相当であるとして同意を得られなかったもの（不同意）は2ファイルとなっている。

なお、不同意となった行政文書ファイル等は、各行政機関において移管の対象とならないものと判断し廃棄に係る協議がなされたものであるが、内閣府及び国立公文書館において、「行政文書の管理に関するガイドライン」（平成23年4月1日内閣総理大臣決定。以下「ガイドライン」という。）の別表第2に示される「保存期間満了時の措置の設定基準」及び各行政機関の行政文書管理規則に照らして、歴史資料として重要な公文書であると判断し、不同意としたものである。

不同意としたファイルの例としては、「震災等緊急時における取組想定事例集」と記載されているファイルについて、「国家・社会として記録を共有すべき歴史的に重要な政策事項」に該当する歴史資料として重要な公文書であると判断したものなどがある。

また、平成26年度に保存期間が満了し、廃棄することとされた行政文書ファイル等数（2,307,873ファイル：表4参照）と表6における廃棄に係る協議数（1,734,537ファイル）との相違については、保存期間満了後の措置は決定していたものの、平成26年度末までに正式な廃棄協議の手続が行われなかったことによるものである。

表 6 廃棄に係る協議の状況

(単位：ファイル、%)

廃棄に係る協議数		同意	不同意	協議中
平成26年度保存期間満了分	1,734,537 (100.0)	570,649 (32.90)	2 (0.00)	1,163,886 (67.10)
平成25年度保存期間満了分	1,797,090 (100.0)	1,796,956 (99.99)	134 (0.01)	-
平成24年度保存期間満了分	2,542,151 (100.0)	2,541,500 (99.97)	651 (0.03)	-
平成23年度保存期間満了分	2,270,365 (100.0)	2,269,555 (99.96)	810 (0.04)	-

- (注) 1 本表については、小数点以下第3位を四捨五入している。  
 2 会計検査院は、協議対象ではないことから、本表の数値には含まれていない。  
 3 ( )内は、廃棄に係る協議数に占める割合を表す。  
 4 平成26年度保存期間満了分は、平成27年3月31日までに内閣府へ廃棄に係る協議がなされたものを計上している。  
 5 平成25年度保存期間満了分は、26年度までに、25年度保存期間満了分として廃棄に係る協議がなされたものを含む。  
 6 平成24年度保存期間満了分は、26年度までに、24年度保存期間満了分として廃棄に係る協議がなされたものを含む。

### (3) 保存期間の延長状況

行政機関の長は、現に監査、検査等の対象となっているもの、訴訟や不服申立てにおける手続上の行為に必要とされるもの、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づく開示請求があったものといった特別な事情がある場合には、保存期間満了後も、それぞれに対応するため当該事情が終了するまで行政文書ファイル等を保存しなければならないこととされている（公文書管理法施行令第9条第1項）。

また、行政機関の長が職務の遂行上必要があると認める場合についても、その必要な限度において、一定の期間を定めて延長することができることとされている（同条第2項）。

#### ア 延長理由

表4において、平成26年度に保存期間が満了する予定であったものの、当該保存期間を「延長」することとした988,912ファイルについて、その延長の理由についてみると、表7のとおり、公文書管理法施行令第9条第1項に掲げる事情に基づき延長を行っているものは、1,232ファイル(0.1%)であり、残る987,680ファイル(99.9%)は同条第2項に基づく職務遂行上の必要による延長となっている。

同条第2項に基づく延長における「職務の遂行上必要がある」とした理由をみると、国会関係用務や法令の制定又は改廃用務等のために必要との理由もあるが、その多くは、平成26年度中にレコードスケジュール

付与状況の確認が終了しなかったこと等により、結果的に延長の処理を行ったというものである。

表 7 保存期間の延長理由

(単位：ファイル、%)

延長ファイル等数 (再掲)		公文書管理法施行令第9条第1項に基づく延長					公文書管理法 施行令第9条 第2項に基づ く延長
		第1号 (監査・検査)	第2号 (係属する訴訟)	第3号 (不服申立て)	第4号 (開示請求)		
平成26年度	988,912 (100.0)	1,232 (0.1)	395 (0.0)	335 (0.0)	164 (0.0)	338 (0.0)	987,680 (99.9)
平成25年度	1,046,263 (100.0)	826 (0.1)	293 (0.0)	41 (0.0)	208 (0.0)	284 (0.0)	1,045,437 (99.9)
平成24年度	215,767 (100.0)	1,128 (0.5)	606 (0.3)	80 (0.0)	29 (0.0)	413 (0.2)	214,639 (99.5)
平成23年度	158,713 (100.0)	4,759 (3.0)	3,691 (2.3)	230 (0.2)	307 (0.2)	531 (0.3)	153,954 (97.0)

(注) ( ) 内は、延長ファイル等数に占める割合を表す。

## イ 延長期間

公文書管理法施行令第9条第2項に基づく保存期間の延長は、文書管理者が職務の遂行上必要があると認める場合に、その必要な限度において、一定の期間を定めて延長することができるものである。このため、「ガイドライン」では、職務遂行上の必要性が乏しいにもかかわらず、当該保存期間を延長した場合の保存期間が通算で60年を超える場合など、その延長理由に合理性がないと考えられる場合は、改善を図ることとしている。

同項に基づき保存期間を延長した 987,680 ファイルのうち、表8のとおり、保存期間を30年以上延長したものが 3,325 ファイル、通算の保存期間が60年以上となるものが 7,362 ファイルあり、それぞれ平成25年度と比べると減少している。

なお、通算の保存期間が60年以上となるものには、陸域、陸水域、海域の各々の領域について国土全体の状況を調査した「自然環境保全基礎調査報告書」や保存期間100年を超えるものとして、土地の位置や形質等が記録された「国有林の地籍に関する書類」などがみられた(参考5参照)。

表 8 保存期間の延長状況

(単位：ファイル)

公文書管理法施行令第9条第2項に基づき 保存期間を延長したファイル等数（再掲）			
		保存期間を30年以上延長 したもの	通算の保存期間が60年以 上となるもの
平成26年度	987,680	3,325	7,362
平成25年度	1,045,437	5,395	9,965
平成24年度	214,639	6,484	11,078
平成23年度	153,954	4,316	7,173

(参考5) 通算の保存期間が60年以上の件数が多い行政機関

(単位：ファイル、%)

行政機関名	公文書管理法施行令第9条第2項に基づく 保存期間を延長したファイル等数		主な事例
		通算の保存期間が60 年以上となるもの	
文部科学省	28,571 (100.0)	1,814 (6.3)	・学校法人（設立・変更届） ・公益法人（設立・変更届）
文化庁	11,358 (100.0)	1,791 (15.8)	・宗教法人（認証等） ・公益法人（設立）
林野庁	1,740 (100.0)	1,437 (82.6)	・国有財産の管理 ・国有林の地籍に関する書類
環境省	12,669 (100.0)	830 (6.6)	・自然環境保全基礎調査報告書 ・公園事業計画書
公安調査庁	11,132 (100.0)	351 (3.2)	・資料台帳 ・訓令・通達等

(注) ( ) 内は、施行令第9条第2項に基づく延長ファイル等数に占める割合を表す。

#### (4) 行政文書ファイル保存要領・集中管理の推進に関する方針の整備状況

「ガイドライン」では、総括文書管理者は、行政文書ファイル等の適切な保存に資するよう、「行政文書ファイル保存要領」を作成するものとしてされている。

また、公文書管理法第6条第2項において、行政機関の長は行政文書ファイル等の集中管理の推進に努めなければならない旨を規定し、「ガイドライ

ン」の「第5 保存」の「3 集中管理の推進」において、各行政機関の総括文書管理者は遅くとも平成25年度までに「集中管理の推進に関する方針」を定めるものとされている。（なお、同規定は「行政文書ファイル等の集中管理については、総括文書管理者が定めるところにより、推進するものとする。」と平成27年1月23日付けで改正されているところ。）

これらについては、すべての行政機関で整備されている。

#### 4 文書管理に係る研修の実施状況

公文書等の管理を適正かつ効果的に行うためには、文書管理の意義を十分に理解させるとともに、文書管理に必要な知識・技能を習得させ、及び向上させることが重要であり、公文書管理法では、行政機関の長に対し、職員に必要な研修を行うこととされている（第32条第1項）。

各行政機関における研修の実施状況をみると、表9のとおり、延べ21,187回の研修を実施しており、このうち一般職員を対象とした研修が約半数（50.8%）を占めている。

研修の参加職員数をみると、延べ419,341人が参加しており、そのうち総括文書管理者が実施する研修への参加者が延べ417,076人であり、研修参加者の大半（99.5%）を占めている。

平成25年度と比べると、研修回数及び参加職員数とも増加している。

表9 研修の実施状況

(単位：回、人)

研修の実施回数		21,187 (14,609)
対象者別	一般職員	10,772
	新規採用職員	1,064
	文書管理者	2,191
	文書管理担当者	4,571
	監査担当者	376
	転入者	2,171
	その他	42
研修の参加職員数		419,341 (394,893)
総括文書管理者が実施する研修		417,076
他の機関が実施する研修	人事院の職員研修（文書管理に係る講座を含むものに限る。）	52
	総務省のオンライン研修（公文書管理・情報公開等）	1,232
	（独）国立公文書館が実施する研修	572
	（独）国立公文書館以外の国立公文書館等が主催する研修	8
	その他	401

(注) ( ) 内は、平成25年度のもの。

## 5 点検及び監査の実施状況

「ガイドライン」では、各行政機関における文書管理の実施責任者たる文書管理者は、自ら管理責任を有する行政文書の管理状況について、少なくとも毎年度1回、点検を行うこととされている。また、各行政機関における文書管理に関するコンプライアンスを確保するための責任者たる監査責任者は、行政文書の管理状況について、少なくとも毎年度1回、監査を行うこととされている。

### (1) 点検の実施状況

各行政機関の点検の実施状況をみると、表10のとおり、全文書管理者24,411人のうち、24,400人(99.95%)の文書管理者が点検を実施したとしている。点検の内容としては、「行政文書ファイル等の保存場所は適切か」、「廃棄するとされた行政文書ファイル等は適切に廃棄されているか」、「行政文書ファイル等の保存場所を的確に把握しているか」などである。

これらの点検により、行政文書ファイル等が作成又は取得されているにもかかわらず行政文書ファイル管理簿への記載がされていない、背表紙が貼付されていない、保存期間が満了しているにもかかわらず適切に廃棄等がなされていないなどの不適切事例が指摘され、各文書管理者において、改善措置が実施されている(資料14参照)。

なお、点検は、大半が「年に1回」実施(18,408人、75.41%)としているが、「半年に1回」実施(5,535人、22.67%)のほか、「3か月に1回」実施(228人、0.93%)、毎月実施(57人、0.23%)しているものもみられた。

また、点検を実施しなかった理由としては、組織設置直後であったこと等であった。

表10 点検の実施状況

(単位：人、%)

文書管理者数		点検を実施						点検を未実施
		点検の実施頻度						
		毎月	3か月に1回	半年に1回	年に1回	その他		
平成26年度	24,411 (100.00)	24,400 (99.95)	57 (0.23)	228 (0.93)	5,535 (22.67)	18,408 (75.41)	172 (0.70)	11 (0.05)
平成25年度	23,844 (100.00)	23,807 (99.84)	272 (1.14)	727 (3.05)	5,053 (21.19)	17,241 (72.31)	514 (2.16)	37 (0.16)
平成24年度	23,449 (100.00)	23,435 (99.94)	125 (0.53)	214 (0.91)	4,575 (19.51)	17,789 (75.86)	732 (3.12)	14 (0.06)
平成23年度	23,973 (100.00)	23,592 (98.41)	313 (1.31)	640 (2.67)	5,117 (21.34)	17,434 (72.72)	88 (0.37)	381 (1.59)

(注) 1 本表については、小数点以下第3位を四捨五入している。  
2 ( ) 内は、文書管理者数に占める割合を表す。

## (2) 監査の実施状況

各行政機関における監査の実施状況をみると、43 機関中 41 機関（95.3%）で、文書管理に係る監査が実施されたとしている。そのうち 33 機関においては、行政文書ファイル管理簿への登録が漏れている、保存期間の異なる行政文書ファイル等が混在している、行政文書の保存期間が標準文書保存期間基準に従い設定されていない、内閣府の廃棄同意を得た行政文書ファイル等が保存期間が満了しても適切に廃棄されていないなどの指摘事項がみられ、改善措置等が行われている（資料 14 参照）。

なお、いずれの機関も、監査はおおむね年 1 回実施することとしており、文書管理者が多いところは、例えば毎年全文書管理者を対象とした書面監査を実施するとともに、実地監査は 3 年又は 5 年で一巡させるなど、計画的に監査ができるようにしている。

また、監査を実施しなかった理由としては、監査責任者による監査対象年ではなかった等によるものである。

## 6 行政文書ファイル等の紛失等の状況

### (1) 行政文書ファイル等の紛失等の状況

「ガイドライン」では、行政文書ファイル等の紛失及び誤廃棄については、被害の拡大防止や業務への影響の最小化等の観点から、組織的に対応すべき重大な事態であることに鑑み、紛失及び誤廃棄が明らかとなった場合は、直ちに総括文書管理者に報告することとしている。

平成 26 年度においては、各行政機関における文書管理に係る点検の結果、あるいは行政文書ファイル等を利用しようとしたところ、当該ファイル等が見当たらなかったなどにより、表 11 のとおり、平成 25 年度（208 件）と比べて減少しているものの、130 件の紛失等事案が判明した。

これらの紛失等の原因は、はっきりとしない場合も多くみられるが、事務引継ぎ時に紛失したもの、廃棄処理時に廃棄簿との突合作業が不十分であったため誤廃棄したもの、ファイルの背表紙の記載が誤っていたため誤廃棄したものなどがみられた。

なお、これらの紛失等事案については、総括文書管理者への報告がなされ、各行政機関において、職員への指導、復元措置、業務手順の見直し等といった事案への対応、再発防止策等の措置がとられている（表 12 参照）。

### ○紛失等の事案と再発防止策の事例

- ・ 行政文書の管理状況の点検を行ったところ、行政文書ファイル等の所在が確認できず、調査した結果、廃棄した事実が確認できず、紛失したものとされた事案
  - ⇒ ・ 会議や研修による職員への指導の徹底。
  - ・ 行政文書の利用状況を記録し、定期的に管理状況を確認。
  - ・ 行政文書の受領・引継ぎ時においてチェック体制を二重にして点検を強化。
- ・ 過去の記録を確認しようとしたところ、行政文書ファイルの所在不明が発覚し、誤廃棄したものとされた事案
  - ⇒ ・ 文書廃棄の際に行政文書ファイル管理簿（廃棄簿）との突合や複数名によるチェックの徹底。
  - ・ 廃棄手順書を作成し、文書管理を徹底。
  - ・ シュレッダーによる誤廃棄を防止するため、書類投入口に注意喚起を促す張り紙を貼付。

### ○不適切な文書管理の事案と再発防止策の事例

- ・ 行政文書について、個人資料のファイルに編てつしていたことが判明した事案
  - ⇒ ・ 職務に関連する資料の適切な取扱いについて、研修等により周知し徹底を図った。

表 11 紛失等の状況

(単位：件)

	紛失等事案の件数				不適切な文書管理（紛失等を除く。）		
		紛失	誤廃棄	焼失等のき損		文書作成義務違反	その他不適切な文書管理
平成26年度	130	93	37	0	2	0	2
平成25年度	208	149	59	0	1	0	1
平成24年度	255	187	68	0	3	0	3
平成23年度	181	147	33	1	5	1	4

表 12 事案への対応

(単位：件)

区分	紛失等事案の件数						
		関係者等への注意喚起、指導等	行政機関内への注意喚起等	業務手順、マニュアルの見直し	その他	復旧措置を行った件数	事案の公表を行った件数
紛失等事案	130	125	118	72	16	40	16
不適切な文書管理 (紛失等を除く。)	2	2	2	1	0	—	2

(2) 職員の処分の状況

行政文書ファイル等の紛失等のほか、文書管理に係る不適切事案が発生した場合には、当該事案の内容、社会への影響等を勘案した上で、必要に応じ、各行政機関において職員の処分を行っている。平成 26 年度の紛失等事案及び不適切な文書管理に起因する職員の処分の状況をみると、表 13 のとおり、その他不適切な文書管理 2 件に対し、職員 8 人に懲戒処分（停職、減給又は戒告）が行われている。

表 13 職員の処分の状況

(単位：件)

	処分事案の件数						
	紛失等事案				不適切な文書管理（紛失等を除く。）		
	紛失	誤廃棄	焼失等のき損		文書作成義務違反	その他不適切な文書管理	
平成26年度	0	0	0	0	2	0	2
処分者数（人）	0	0	0	0	8	0	8
平成25年度	1	0	1	0	1	0	1
処分者数（人）	1	0	1	0	1	0	1
平成24年度	4	1	3	0	3	0	3
処分者数（人）	5	1	4	0	4	0	4
平成23年度	1	1	0	0	5	1	4
処分者数（人）	1	1	0	0	5	1	4

- (注) 1 「処分」とは、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第82条に基づく懲戒処分を表す。  
 2 平成24年度は1事案に2人の処分者があったため、件数と処分者数が一致しない。  
 3 平成26年度は2事案に各4人の処分者があったため、件数と処分者数が一致しない。

(行政文書の管理の状況)

<資料>

## 行政機関別内訳表

資料1 行政文書ファイル等の保有数

※ 本文中の表1の行政機関別内訳として資料編の資料1を作成（以下資料10まで同じ）

資料2 行政文書ファイル等の媒体の種別

資料3 保存期間が満了したときの措置の設定状況

資料4 保存期間が満了した行政文書ファイル等の移管・廃棄等の状況

資料5 国立公文書館等への移管ファイル等数

資料6 廃棄に係る協議の状況

資料7 保存期間の延長理由

資料8 保存期間の延長状況

資料9-1 研修の実施状況（研修の実施回数）

資料9-2 研修の実施状況（研修の実施内容）

資料10 点検の実施状況

資料11 監査の実施状況

資料12 紛失、誤廃棄等の状況

資料13 その他の不適切な文書管理の状況

資料14 点検及び監査の実施状況（主な指摘事項及び改善等措置状況）

## 資料1 行政文書ファイル等の保有数

(単位：ファイル)

行政機関名	行政文書ファイル等数									
			本省庁		施設等機関		特別の機関		地方支分部局	
		うち新規作成		うち新規作成		うち新規作成		うち新規作成		うち新規作成
内閣官房	11,359	2,095	11,359	2,095	0	0	0	0	0	0
内閣法制局	17,792	712	17,792	712	0	0	0	0	0	0
原子力防災会議	40	29	40	29	0	0	0	0	0	0
人事院	20,758	2,769	12,062	1,178	1,098	131	0	0	7,598	1,460
復興庁	1,265	351	926	252	0	0	0	0	339	99
内閣府	87,762	9,493	27,983	2,631	1,503	218	3,575	488	54,701	6,156
宮内庁	22,442	2,243	19,840	1,862	1,322	272	0	0	1,280	109
公正取引委員会	8,142	1,422	4,705	584	0	0	0	0	3,437	838
国家公安委員会	197	5	197	5	0	0	0	0	0	0
警察庁	177,336	29,282	38,588	5,339	12,688	3,472	0	0	126,060	20,471
特定個人情報保護委員会	114	62	114	62	0	0	0	0	0	0
金融庁	31,268	3,353	31,268	3,353	0	0	0	0	0	0
消費者庁	3,715	504	3,715	504	0	0	0	0	0	0
総務省	180,584	15,602	79,155	5,100	2,441	156	310	32	98,678	10,314
公害等調整委員会	1,935	187	1,935	187	0	0	0	0	0	0
消防庁	5,158	481	4,636	455	522	26	0	0	0	0
法務省	1,789,523	201,314	68,183	7,100	616,069	87,148	0	0	1,105,271	107,066
公安審査委員会	340	52	340	52	0	0	0	0	0	0
公安調査庁	39,019	4,671	5,772	623	299	47	0	0	32,948	4,001
検察庁	330,387	44,653	0	0	0	0	330,387	44,653	0	0
外務省	177,583	4,710	125,973	1,862	0	0	51,610	2,848	0	0
財務省	692,531	85,589	48,777	4,949	7,208	1,209	0	0	636,546	79,431
国税庁	2,904,053	389,877	30,580	3,207	14,468	2,155	18,016	1,834	2,840,989	382,681
文部科学省	84,663	2,794	81,029	2,460	2,821	227	813	107	0	0
文化庁	23,265	650	22,338	610	0	0	927	40	0	0
厚生労働省	1,651,995	234,901	75,184	7,040	50,428	9,497	0	0	1,526,383	218,364
中央労働委員会	7,383	128	7,383	128	0	0	0	0	0	0
農林水産省	393,665	46,261	35,753	4,216	55,343	7,592	2,474	309	300,095	34,144
林野庁	737,974	47,514	26,782	1,201	806	167	0	0	710,386	46,146
水産庁	7,632	1,212	4,988	754	0	0	0	0	2,644	458
経済産業省	196,454	19,597	50,511	4,761	492	95	0	0	145,451	14,741
資源エネルギー庁	9,252	933	9,252	933	0	0	0	0	0	0
特許庁	5,211	1,047	5,211	1,047	0	0	0	0	0	0
中小企業庁	4,409	398	4,409	398	0	0	0	0	0	0
国土交通省	3,152,044	234,330	58,973	3,214	18,356	1,567	27,734	3,619	3,046,981	225,930
運輸安全委員会	7,491	1,379	7,491	1,379	0	0	0	0	0	0
観光庁	512	75	512	75	0	0	0	0	0	0
気象庁	227,760	20,566	18,738	1,498	13,695	1,172	0	0	195,327	17,896
海上保安庁	148,360	25,069	9,167	1,432	2,755	774	0	0	136,438	22,863
環境省	78,114	4,490	48,489	2,367	2,176	97	0	0	27,449	2,026
原子力規制委員会	86,461	2,825	85,688	2,704	773	121	0	0	0	0
防衛省	3,214,261	1,135,153	32,143	4,742	19,664	4,218	3,053,041	1,108,304	109,413	17,889
会計検査院	42,226	8,134	42,226	8,134	0	0	0	0	0	0
計	16,582,435	2,586,912	1,160,207	91,234	824,927	120,361	3,488,887	1,162,234	11,108,414	1,213,083
(割合)	100.0	100.0	7.0	3.5	5.0	4.7	21.0	44.9	67.0	46.9

(注) 「うち新規作成」とは、各行政機関が保有する行政文書ファイル等のうち、平成26年度中に新たに作成された行政文書ファイル等の数を表す。

## 資料2 行政文書ファイル等の媒体の種別

(単位：ファイル)

行政機関名	行政文書ファイル等数 (再掲)			
		紙媒体	電子媒体	その他の媒体
内閣官房	11,359	9,728	1,630	1
内閣法制局	17,792	17,592	200	0
原子力防災会議	40	40	0	0
人事院	20,758	12,601	8,157	0
復興庁	1,265	1,081	184	0
内閣府	87,762	86,017	1,336	409
宮内庁	22,442	21,878	380	184
公正取引委員会	8,142	7,378	764	0
国家公安委員会	197	127	70	0
警察庁	177,336	169,903	7,418	15
特定個人情報保護委員会	114	114	0	0
金融庁	31,268	30,144	1,124	0
消費者庁	3,715	3,377	338	0
総務省	180,584	82,260	98,324	0
公害等調整委員会	1,935	1,910	25	0
消防庁	5,158	2,118	3,040	0
法務省	1,789,523	1,771,924	15,915	1,684
公安審査委員会	340	327	13	0
公安調査庁	39,019	38,411	607	1
検察庁	330,387	326,051	3,872	464
外務省	177,583	176,918	484	181
財務省	692,531	662,262	30,250	19
国税庁	2,904,053	2,393,349	508,143	2,561
文部科学省	84,663	79,685	187	4,791
文化庁	23,265	23,106	7	152
厚生労働省	1,651,995	1,633,338	18,588	69
中央労働委員会	7,383	7,363	20	0
農林水産省	393,665	385,679	7,979	7
林野庁	737,974	732,577	5,397	0
水産庁	7,632	7,482	147	3
経済産業省	196,454	188,876	7,573	5
資源エネルギー庁	9,252	7,964	1,288	0
特許庁	5,211	4,757	454	0
中小企業庁	4,409	3,858	551	0
国土交通省	3,152,044	3,081,607	58,069	12,368
運輸安全委員会	7,491	7,245	223	23
観光庁	512	481	31	0
気象庁	227,760	194,840	32,578	342
海上保安庁	148,360	147,234	1,119	7
環境省	78,114	77,005	987	122
原子力規制委員会	86,461	81,602	4,859	0
防衛省	3,214,261	3,176,412	36,449	1,400
会計検査院	42,226	35,544	6,102	580
計 (割合)	16,582,435 100.0	15,692,165 94.6	864,882 5.2	25,388 0.2

(注) 1 「電子媒体」は、CD、DVD、一元的文書管理システム、個別業務システム等で管理される行政文書ファイル等を表す。

2 「その他の媒体」は、フィルム、ビデオテープ等で管理される行政文書ファイル等を表す。

## 資料3 保存期間が満了したときの措置の設定状況

(単位：ファイル)

行政機関名	行政文書ファイル等数（再掲）		うち新規作成（再掲）			
		設定済み	未設定		設定済み	未設定
内閣官房	11,359	10,658	701	2,095	1,831	264
内閣法制局	17,792	17,792	0	712	712	0
原子力防災会議	40	0	40	29	0	29
人事院	20,758	20,747	11	2,769	2,767	2
復興庁	1,265	1,265	0	351	351	0
内閣府	87,762	79,852	7,910	9,493	9,373	120
宮内庁	22,442	22,442	0	2,243	2,243	0
公正取引委員会	8,142	8,142	0	1,422	1,422	0
国家公安委員会	197	197	0	5	5	0
警察庁	177,336	175,184	2,152	29,282	28,658	624
特定個人情報保護委員会	114	114	0	62	62	0
金融庁	31,268	31,268	0	3,353	3,353	0
消費者庁	3,715	3,715	0	504	504	0
総務省	180,584	179,480	1,104	15,602	15,583	19
公害等調整委員会	1,935	1,898	37	187	173	14
消防庁	5,158	4,696	462	481	480	1
法務省	1,789,523	1,738,265	51,258	201,314	201,067	247
公安審査委員会	340	338	2	52	52	0
公安調査庁	39,019	39,019	0	4,671	4,671	0
検察庁	330,387	328,406	1,981	44,653	44,653	0
外務省	177,583	101,003	76,580	4,710	4,710	0
財務省	692,531	584,880	107,651	85,589	85,575	14
国税庁	2,904,053	2,875,981	28,072	389,877	388,255	1,622
文部科学省	84,663	27,147	57,516	2,794	2,691	103
文化庁	23,265	4,631	18,634	650	643	7
厚生労働省	1,651,995	1,625,292	26,703	234,901	234,594	307
中央労働委員会	7,383	4,605	2,778	128	127	1
農林水産省	393,665	381,558	12,107	46,261	42,141	4,120
林野庁	737,974	594,104	143,870	47,514	47,512	2
水産庁	7,632	7,542	90	1,212	1,212	0
経済産業省	196,454	196,454	0	19,597	19,597	0
資源エネルギー庁	9,252	9,252	0	933	933	0
特許庁	5,211	5,211	0	1,047	1,047	0
中小企業庁	4,409	4,409	0	398	398	0
国土交通省	3,152,044	2,429,585	722,459	234,330	233,961	369
運輸安全委員会	7,491	7,491	0	1,379	1,379	0
観光庁	512	423	89	75	75	0
気象庁	227,760	215,445	12,315	20,566	20,565	1
海上保安庁	148,360	146,986	1,374	25,069	23,695	1,374
環境省	78,114	34,812	43,302	4,490	4,364	126
原子力規制委員会	86,461	58,119	28,342	2,825	2,793	32
防衛省	3,214,261	3,213,623	638	1,135,153	1,134,940	213
会計検査院	42,226	42,223	3	8,134	8,134	0
計	16,582,435	15,234,254	1,348,181	2,586,912	2,577,301	9,611
(割合)	100.0	91.9	8.1	100.0	99.6	0.4

## 資料4 保存期間が満了した行政文書ファイル等の移管・廃棄等の状況

(単位：ファイル)

行政機関名	平成26年度に保存期間が満了した行政文書ファイル等数			
		移 管	廃 棄	延 長
内閣官房	1,118	30	670	418
内閣法制局	675	481	185	9
原子力防災会議	0	0	0	0
人事院	4,270	473	3,414	383
復興庁	57	7	50	0
内閣府	15,556	296	6,224	9,036
宮内庁	1,655	201	0	1,454
公正取引委員会	1,186	65	1,021	100
国家公安委員会	8	0	5	3
警察庁	30,112	410	27,171	2,531
特定個人情報保護委員会	0	0	0	0
金融庁	9,140	178	6,812	2,150
消費者庁	380	25	347	8
総務省	75,021	270	67,191	7,560
公害等調整委員会	129	23	106	0
消防庁	475	0	475	0
法務省	247,851	119	272	247,460
公安審査委員会	235	0	235	0
公安調査庁	19,416	8	8,276	11,132
検察庁	75,383	1	39,643	35,739
外務省	22,912	7,147	118	15,647
財務省	18,860	939	0	17,921
国税庁	459,816	11	457,730	2,075
文部科学省	28,602	31	0	28,571
文化庁	11,374	16	0	11,358
厚生労働省	279,587	393	0	279,194
中央労働委員会	476	79	397	0
農林水産省	76,492	239	76,128	125
林野庁	142,331	35	140,556	1,740
水産庁	1,107	30	1,077	0
経済産業省	28,023	744	0	27,279
資源エネルギー庁	1,585	79	0	1,506
特許庁	1,047	53	987	7
中小企業庁	604	58	0	546
国土交通省	726,040	276	471,373	254,391
運輸安全委員会	1,885	18	1,867	0
観光庁	41	12	29	0
気象庁	164,663	7	164,535	121
海上保安庁	32,943	3	32,940	0
環境省	13,449	572	0	12,877
原子力規制委員会	15,413	185	0	15,228
防衛省	792,708	124	791,278	1,306
会計検査院	7,856	58	6,761	1,037
計	3,310,481	13,696	2,307,873	988,912
(割合)	100.0	0.4	69.7	29.9

## 資料5 国立公文書館等への移管ファイル等数

(単位：ファイル)

行政機関名	国立公文書館等への移管ファイル等数	平成26年度に保存期間が満了した行政文書ファイル等数	移管された文書の例
内閣官房	30	1,118	閣議・事務次官等会議資料、御署名原本
内閣法制局	481	675	法律案審査録、政令案審査録
原子力防災会議	0	0	—
人事院	473	4,270	各種試験施行記録、試験問題
復興庁	7	57	大臣会見録
内閣府	296	15,556	経済財政諮問会議資料、各種白書関係、大臣記者会見録
宮内庁	201	1,655	行事関係録(昭和59年)、業務記録(平成21年)
公正取引委員会	65	1,186	委員会議事録、審決書原本
国家公安委員会	0	8	—
警察庁	410	30,112	警察庁監察実施計画・結果報告、交通事故統計
特定個人情報保護委員会	0	0	—
金融庁	178	9,140	企業会計審議会総会資料、IOSCO会議(2008年度)
消費者庁	25	380	国民生活審議会関係資料、国民生活センター事業報告関係資料
総務省	270	75,021	行政手続法検討会議事概要等、情報通信審議会総会審議資料
公害等調整委員会	23	129	公害等調整委員会会議資料、公害苦情処理事例集
消防庁	0	475	—
法務省	119	247,851	法制審議会総会関係資料、出入国管理政策懇談会関係資料
公安審査委員会	0	235	—
公安調査庁	8	19,416	昭和59年度閣議請議原義
検察庁	1	75,383	平成26年検察庁のしおり
外務省	7,147	22,912	外交記録、国際会議関係資料
財務省	939	18,860	『昭和財政史-終戦から講和』編纂資料、外国為替等審議会報告書
国税庁	11	459,816	国税審議会関係書類
文部科学省	31	28,602	法人設立関係資料
文化庁	16	11,374	法人設立関係資料
厚生労働省	393	279,587	地方最低賃金審議会関係(2004年度)、ASEAN労使関係支援事業
中央労働委員会	79	476	新賃金調停、労働争議関係書類
農林水産省	239	76,492	農林業センサス関連文書、補助金交付要綱等の一部改正
林野庁	35	142,331	森林環境保全整備事業実施要領の一部改正
水産庁	30	1,107	平成16年度水産政策審議会に関する文書
経済産業省	744	28,023	2004年APEC関連資料、日本貿易保険部会開催資料
資源エネルギー庁	79	1,585	省エネルギー・省資源対策推進会議関係、電源開発基本計画
特許庁	53	1,047	貿易関連知的所有権理事会(TRIPS理事会)(2004年)
中小企業庁	58	604	平成23年度中小企業政策審議会
国土交通省	276	726,040	日本海中部地震災害実態調査業務報告書、年度事業計画報告書
運輸安全委員会	18	1,885	鉄道重大インシデント調査情報2004年、航空事故調査報告書
観光庁	12	41	公益法人許認可関係綴(昭和58年度)
気象庁	7	164,663	平成16年アジア太平洋地上天気図
海上保安庁	3	32,943	海上保安統計年報(第59巻)
環境省	572	13,449	湖沼水質保全特別措置法関係資料、中央環境審議会総会資料
原子力規制委員会	185	15,413	保安検査実施報告書(平成12年度)、国会答弁資料
防衛省	124	792,708	国際協力活動20周年に係るパンフレット、海上自衛隊史
会計検査院	58	7,856	処置要求・意見表示、会計検査の基本方針
計	13,696	3,310,481	
(割合)	0.4	100.0	

## 資料6 廃棄に係る協議の状況

(単位：ファイル)

行政機関名	廃棄に係る協議数（平成27年3月31日現在）			
		同意	不同意	協議中
内閣官房	670	0	0	670
内閣法制局	185	182	0	3
原子力防災会議	0	0	0	0
人事院	3,414	3,414	0	0
復興庁	50	50	0	0
内閣府	104	0	0	104
宮内庁	0	0	0	0
公正取引委員会	1,023	931	2	90
国家公安委員会	1	1	0	0
警察庁	27,171	0	0	27,171
特定個人情報保護委員会	0	0	0	0
金融庁	3,026	3,026	0	0
消費者庁	347	347	0	0
総務省	585	146	0	439
公害等調整委員会	106	106	0	0
消防庁	398	0	0	398
法務省	259	0	0	259
公安審査委員会	29	29	0	0
公安調査庁	8,276	0	0	8,276
検察庁	12,778	2,107	0	10,671
外務省	118	118	0	0
財務省	101,957	0	0	101,957
国税庁	459,816	419,451	0	40,365
文部科学省	0	0	0	0
文化庁	0	0	0	0
厚生労働省	0	0	0	0
中央労働委員会	3,853	3,853	0	0
農林水産省	71,801	48,603	0	23,198
林野庁	110,475	82,269	0	28,206
水産庁	1,077	1,077	0	0
経済産業省	0	0	0	0
資源エネルギー庁	0	0	0	0
特許庁	987	0	0	987
中小企業庁	0	0	0	0
国土交通省	82,011	3,571	0	78,440
運輸安全委員会	588	588	0	0
観光庁	29	29	0	0
気象庁	19,185	0	0	19,185
海上保安庁	32,940	0	0	32,940
環境省	0	0	0	0
原子力規制委員会	0	0	0	0
防衛省	791,278	751	0	790,527
会計検査院	0	0	0	0
計	1,734,537	570,649	2	1,163,886
(割合)	100.0	32.9	0.0	67.1

資料7 保存期間の延長理由

(単位：ファイル)

行政機関名	保存期間を延長した行政文書ファイル等数 (再掲)									
	公文書管理法施行令第9条第1項に基づく延長						公文書管理法施行令第9条第2項に基づく延長			
	第1号に基づくもの (監査、検査等)	第2号に基づくもの (訴訟手続)	第3号に基づくもの (不服申立手続)	第4号に基づくもの (開示請求)	延長理由の例					
					国会関係用務に必要とするため	法令の制定又は改廃用務に必要とするため	災害等の緊急事態対応のため			
内閣官房	418	1	0	1	0	0	417	2	223	0
内閣法制局	9	0	0	0	0	0	9	1	0	0
原子力防災会議	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
人事院	383	77	0	0	0	77	306	8	192	1
復興庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
内閣府	9,036	0	0	0	0	0	9,036	1	0	0
宮内庁	1,454	2	0	2	0	0	1,452	2	2	0
公正取引委員会	100	0	0	0	0	0	100	15	36	0
国家公安委員会	3	0	0	0	0	0	3	0	0	0
警察庁	2,531	2	0	2	0	0	2,529	15	67	4
特定個人情報保護委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
金融庁	2,150	16	5	0	1	10	2,134	53	72	3
消費者庁	8	0	0	0	0	0	8	6	1	0
総務省	7,560	3	2	1	0	0	7,557	0	5	0
公害等調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
消防庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法務省	247,460	28	16	0	0	12	247,432	0	0	0
公安審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公安調査庁	11,132	0	0	0	0	0	11,132	0	624	6
検察庁	35,739	265	263	0	1	1	35,474	0	79	0
外務省	15,647	16	0	0	16	0	15,631	0	0	0
財務省	17,921	30	0	9	2	19	17,891	5	178	13
国税庁	2,075	275	27	90	28	130	1,800	1	30	39
文部科学省	28,571	0	0	0	0	0	28,571	0	0	0
文化庁	11,358	0	0	0	0	0	11,358	0	0	0
厚生労働省	279,194	0	0	0	0	0	279,194	37	92	0
中央労働委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
農林水産省	125	0	0	0	0	0	125	17	1	0
林野庁	1,740	0	0	0	0	0	1,740	0	17	0
水産庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
経済産業省	27,279	169	13	12	116	28	27,110	2	134	5
資源エネルギー庁	1,506	2	0	2	0	0	1,504	0	17	1
特許庁	7	7	0	0	0	7	0	0	0	0
中小企業庁	546	0	0	0	0	0	546	0	20	0
国土交通省	254,391	0	0	0	0	0	254,391	0	1	0
運輸安全委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
観光庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
気象庁	121	0	0	0	0	0	121	0	0	0
海上保安庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
環境省	12,877	208	6	201	0	1	12,669	38	77	458
原子力規制委員会	15,228	0	0	0	0	0	15,228	0	0	0
防衛省	1,306	70	4	15	0	51	1,236	48	87	39
会計検査院	1,037	61	59	0	0	2	976	9	22	0
計	988,912	1,232	395	335	164	338	987,680	260	1,977	569
(割合)	100.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	99.9	0.0	0.2	0.1

資料8 保存期間の延長状況

(単位：ファイル)

行政機関名	公文書管理法施行令第9条第2項に基づき延長した行政文書ファイル等数(再掲)		
		うち30年以上の 延長を行ったもの	うち通算の保存期間 が60年以上となるもの
内閣官房	417	0	0
内閣法制局	9	0	0
原子力防災会議	0	0	0
人事院	306	0	0
復興庁	0	0	0
内閣府	9,036	25	24
宮内庁	1,452	248	232
公正取引委員会	100	15	15
国家公安委員会	3	0	1
警察庁	2,529	50	53
特定個人情報保護委員会	0	0	0
金融庁	2,134	41	0
消費者庁	8	0	0
総務省	7,557	0	0
公害等調整委員会	0	0	0
消防庁	0	0	0
法務省	247,432	8	8
公安審査委員会	0	0	0
公安調査庁	11,132	0	351
検察庁	35,474	8	220
外務省	15,631	0	1
財務省	17,891	252	140
国税庁	1,800	42	43
文部科学省	28,571	0	1,814
文化庁	11,358	0	1,791
厚生労働省	279,194	13	13
中央労働委員会	0	0	0
農林水産省	125	19	19
林野庁	1,740	1,446	1,437
水産庁	0	0	0
経済産業省	27,110	81	75
資源エネルギー庁	1,504	0	0
特許庁	0	0	0
中小企業庁	546	0	0
国土交通省	254,391	1	176
運輸安全委員会	0	0	0
観光庁	0	0	0
気象庁	121	0	0
海上保安庁	0	0	0
環境省	12,669	959	830
原子力規制委員会	15,228	0	0
防衛省	1,236	110	112
会計検査院	976	7	7
計	987,680	3,325	7,362

資料9-1 研修の実施状況（研修の実施回数）

（単位：回）

行政機関名	研修の実施回数							
	対象者別							
	一般職員	新規採用職員	文書管理者	文書管理担当者	監査担当者	転入者	その他	
内閣官房	1	1	0	0	0	0	0	0
内閣法制局	1	1	0	0	0	0	0	0
原子力防災会議	0	0	0	0	0	0	0	0
人事院	8	3	1	2	2	0	0	0
復興庁	0	0	0	0	0	0	0	0
内閣府	10	5	1	0	4	0	0	0
宮内庁	17	16	1	0	0	0	0	0
公正取引委員会	6	0	1	0	4	0	0	1
国家公安委員会	1	1	0	0	0	0	0	0
警察庁	876	673	67	1	135	0	0	0
特定個人情報保護委員会	2	1	0	0	1	0	0	0
金融庁	17	10	1	0	0	0	5	1
消費者庁	3	0	2	0	1	0	0	0
総務省	13	1	8	1	2	0	0	1
公害等調整委員会	1	1	0	0	0	0	0	0
消防庁	1	0	0	0	0	0	1	0
法務省	1,662	729	374	193	318	6	25	17
公安審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
公安調査庁	14	1	11	2	0	0	0	0
検察庁	142	37	11	36	41	4	3	10
外務省	18	6	4	4	2	0	2	0
財務省	707	650	29	3	23	0	2	0
国税庁	726	626	6	71	23	0	0	0
文部科学省	7	5	1	0	1	0	0	0
文化庁	6	4	1	0	1	0	0	0
厚生労働省	202	72	32	27	66	0	4	1
中央労働委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
農林水産省	36	26	2	3	5	0	0	0
林野庁	42	19	7	0	15	0	0	1
水産庁	1	0	0	0	1	0	0	0
経済産業省	177	160	6	2	6	0	2	1
資源エネルギー庁	28	16	6	0	0	0	2	4
特許庁	25	20	2	0	3	0	0	0
中小企業庁	23	12	6	2	1	0	0	2
国土交通省	38	16	11	1	8	0	0	2
運輸安全委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
観光庁	0	0	0	0	0	0	0	0
気象庁	23	19	1	0	3	0	0	0
海上保安庁	111	30	5	4	63	0	9	0
環境省	22	21	1	0	0	0	0	0
原子力規制委員会	2	1	1	0	0	0	0	0
防衛省	16,209	7,585	464	1,838	3,841	366	2,115	0
会計検査院	9	4	1	1	1	0	1	1
計	21,187	10,772	1,064	2,191	4,571	376	2,171	42

## 資料9-2 研修の実施状況（研修の実施内容）

（単位：人）

行政機関名	研修に参加させた文書管理者数	研修参加職員数								
		総括文書管理者が実施する研修	他の機関が実施する研修		総括文書管理者が実施する研修	他の機関が実施する研修				
						人事院職員研修	総務省のオンライン研修	(独) 国立公文書館が実施する研修	(独) 国立公文書館以外の国立公文書館等が実施する研修	その他
内閣官房	17	11	10	39	16	0	1	10	0	12
内閣法制局	6	6	1	78	73	0	1	4	0	0
原子力防災会議	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
人事院	34	34	18	231	197	0	0	15	0	19
復興庁	1	0	1	1	0	0	0	1	0	0
内閣府	57	34	23	199	120	0	3	13	0	63
宮内庁	28	21	23	155	84	0	38	10	0	23
公正取引委員会	27	27	1	74	71	0	0	3	0	0
国家公安委員会	1	1	0	12	12	0	0	0	0	0
警察庁	461	461	18	11,629	11,592	0	23	1	0	13
特定個人情報保護委員会	1	1	0	23	23	0	0	0	0	0
金融庁	79	79	1	1,699	1,698	0	0	1	0	0
消費者庁	9	9	1	98	96	0	0	2	0	0
総務省	40	11	29	253	23	40	171	8	1	10
公害等調整委員会	1	1	1	6	3	0	0	3	0	0
消防庁	15	0	1	80	79	0	0	0	0	1
法務省	2,052	2,023	88	42,207	42,055	7	46	48	1	50
公安審査委員会	1	0	1	1	0	0	0	1	0	0
公安調査庁	63	62	14	195	178	0	4	2	0	11
検察庁	773	757	84	3,106	2,896	3	161	14	0	32
外務省	376	376	2	7,149	7,134	0	3	12	0	0
財務省	1,040	1,040	56	18,378	18,322	0	13	1	2	40
国税庁	3,856	3,856	6	61,037	61,027	0	0	6	0	4
文部科学省	91	91	24	453	424	0	5	24	0	0
文化庁	11	11	3	49	43	0	0	6	0	0
厚生労働省	1,161	1,153	53	3,882	3,644	1	192	20	0	25
中央労働委員会	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
農林水産省	105	73	24	1,356	1,327	0	0	16	0	13
林野庁	44	59	8	535	530	0	2	3	0	0
水産庁	14	12	2	16	13	0	1	2	0	0
経済産業省	462	451	11	2,156	2,145	0	2	9	0	0
資源エネルギー庁	13	13	0	83	83	0	0	0	0	0
特許庁	21	21	0	73	73	0	0	0	0	0
中小企業庁	3	3	0	78	78	0	0	0	0	0
国土交通省	578	528	50	1,028	955	1	20	9	0	43
運輸安全委員会	1	0	1	2	0	0	0	2	0	0
観光庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
気象庁	48	0	15	213	182	0	18	10	0	3
海上保安庁	166	99	67	442	375	0	42	11	0	14
環境省	118	97	21	387	365	0	20	2	0	0
原子力規制委員会	28	26	22	97	59	0	15	23	0	0
防衛省	5,102	4,810	167	261,658	260,919	0	444	272	4	19
会計検査院	51	51	10	182	162	0	7	8	0	5
計	16,955	16,308	857	419,341	417,076	52	1,232	572	8	401

## 資料10 点検の実施状況

(単位：人)

行政機関名	文書管理者数								点検を 未実施
	点検を 実施	点検の実施頻度							
		毎月	3か月に 1回	4か月に 1回	半年に 1回	年に1回	その他		
内閣官房	120	119	0	0	0	28	91	0	1
内閣法制局	6	6	0	0	0	0	6	0	0
原子力防災会議	6	2	0	0	0	0	2	0	4
人事院	34	34	0	0	0	0	34	0	0
復興庁	34	34	0	0	0	0	34	0	0
内閣府	130	129	0	0	1	3	125	0	1
宮内庁	30	30	0	0	0	0	30	0	0
公正取引委員会	27	27	0	0	0	0	27	0	0
国家公安委員会	1	1	0	0	0	0	1	0	0
警察庁	461	461	5	90	45	140	180	1	0
特定個人情報保護委員会	1	1	0	0	0	0	1	0	0
金融庁	79	79	0	0	0	0	79	0	0
消費者庁	9	9	0	0	0	0	9	0	0
総務省	536	536	0	0	0	1	535	0	0
公害等調整委員会	1	1	0	0	0	0	1	0	0
消防庁	15	15	0	0	0	0	15	0	0
法務省	2,289	2,284	0	1	3	184	2,096	0	5
公安審査委員会	1	1	0	0	0	0	1	0	0
公安調査庁	102	102	0	0	0	2	100	0	0
検察庁	900	900	0	0	0	28	872	0	0
外務省	376	376	0	0	0	30	346	0	0
財務省	1,040	1,040	0	0	0	0	1,040	0	0
国税庁	3,856	3,856	0	0	0	3,856	0	0	0
文部科学省	93	93	0	0	0	0	93	0	0
文化庁	11	11	0	0	0	0	11	0	0
厚生労働省	1,996	1,996	0	0	0	0	1,996	0	0
中央労働委員会	16	16	0	0	0	0	16	0	0
農林水産省	279	279	0	0	0	0	279	0	0
林野庁	133	133	0	0	0	0	133	0	0
水産庁	20	20	0	0	0	0	20	0	0
経済産業省	495	495	0	0	0	0	495	0	0
資源エネルギー庁	24	24	0	0	0	0	24	0	0
特許庁	21	21	0	0	0	0	21	0	0
中小企業庁	15	15	0	0	0	0	15	0	0
国土交通省	4,879	4,879	0	0	0	0	4,879	0	0
運輸安全委員会	13	13	0	0	0	3	10	0	0
観光庁	9	9	0	0	0	0	9	0	0
気象庁	316	316	0	1	0	4	311	0	0
海上保安庁	625	625	3	10	5	87	520	0	0
環境省	108	108	0	0	0	0	108	0	0
原子力規制委員会	35	35	0	0	0	0	35	0	0
防衛省	5,217	5,217	49	126	117	1,169	3,756	0	0
会計検査院	52	52	0	0	0	0	52	0	0
計	24,411	24,400	57	228	171	5,535	18,408	1	11
(割合)	100.00	99.95	0.23	0.93	0.70	22.67	75.41	0.00	0.05

資料11 監査の実施状況

行政機関名	監査の実施状況			監査の実施頻度
	実施した	指摘事項の有無		
		指摘事項の有無	改善措置の実施の有無	
内閣官房	○	○	○	年に1回
内閣法制局	○	○	○	年に1回
原子力防災会議	—	—	—	
人事院	○	○	○	その他
復興庁	○	—	—	年に1回
内閣府	○	○	○	年に1回
宮内庁	○	○	○	年に1回
公正取引委員会	○	○	○	年に1回
国家公安委員会	○	—	—	年に1回
警察庁	○	○	○	年に1回
特定個人情報保護委員会	○	○	○	年に1回
金融庁	○	○	○	年に1回
消費者庁	○	○	○	年に1回
総務省	○	—	—	年に1回
公害等調整委員会	○	—	—	年に1回
消防庁	○	○	○	年に1回
法務省	○	○	○	年に1回
公安審査委員会	○	—	—	年に1回
公安調査庁	○	○	○	その他
検察庁	○	○	○	年に1回
外務省	○	○	○	その他
財務省	○	○	○	その他
国税庁	○	○	○	年に1回
文部科学省	○	—	—	年に1回
文化庁	○	—	—	年に1回
厚生労働省	○	○	○	年に1回
中央労働委員会	○	○	○	年に1回
農林水産省	○	○	○	※ その他
林野庁	○	○	○	※ その他
水産庁	○	○	○	※ その他
経済産業省	○	○	○	年に1回
資源エネルギー庁	○	○	○	年に1回
特許庁	○	—	—	年に1回
中小企業庁	○	○	○	年に1回
国土交通省	○	○	○	※ その他
運輸安全委員会	—	—	—	※ その他
観光庁	○	○	○	※ その他
気象庁	○	○	○	※ その他
海上保安庁	○	○	○	年に1回
環境省	○	○	○	その他
原子力規制委員会	○	○	○	その他
防衛省	○	○	○	その他
会計検査院	○	○	○	年に1回
計	41	33	33	

(注) 1 「監査の実施頻度」欄で「その他」のものは、毎年全文書管理者を対象とした書面監査を実施するとともに、実地監査を数年で一巡させるなどの取組を行っているものである。

また、※は本省に設置された監査責任者が監査対象としている機関である。

2 「○」は当該項目に該当するもの、「—」は当該項目に該当がないものを表す。

資料12 紛失、誤廃棄等の状況

(単位：件)

行政機関名	紛失等事案の発生件数				再発防止のための措置									処分者数(人)	
	紛失	誤廃棄	焼失等の き損	関係者等 への注意 喚起、指 導等	行政機関 内への注 意喚起、 適正管理 の徹底周 知等	業務手 順、マ ニュアル 等の見直 し	その他	復旧措置 を行った 件数	事案の公 表を行っ た件数	懲戒処分 を行った 件数	処分者数(人)				
											本人	監督者			
内閣官房	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
内閣法制局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
原子力防災会議	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
人事院	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
復興庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
内閣府	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
宮内庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
公正取引委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
国家公安委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
警察庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
特定個人情報保護委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
金融庁	1	1	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0		
消費者庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
総務省	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
公害等調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
消防庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
法務省	68	45	23	0	68	68	56	15	12	0	0	0	0		
公安審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
公安調査庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
検察庁	5	3	2	0	5	3	1	1	3	0	0	0	0		
外務省	1	1	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0		
財務省	2	1	1	0	0	1	2	0	1	0	0	0	0		
国税庁	33	30	3	0	33	33	9	0	20	4	0	0	0		
文部科学省	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
文化庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
厚生労働省	11	9	2	0	8	9	2	0	2	11	0	0	0		
中央労働委員会	1	1	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0		
農林水産省	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
林野庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
水産庁	1	1	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0		
経済産業省	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
資源エネルギー庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
特許庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
中小企業庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
国土交通省	2	0	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0		
運輸安全委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
観光庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
気象庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
海上保安庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
環境省	1	1	0	0	1	1	0	0	0	1	0	0	0		
原子力規制委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
防衛省	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
会計検査院	4	0	4	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0		
計	130	93	37	0	125	118	72	16	40	16	0	0	0		

(注) 再発防止策の「その他」には、個別の研修を実施などがある。

## 資料13 その他の不適切な文書管理の状況

(単位：件)

行政機関名	不適切な文書管理（紛失等を除く。）に対して懲戒処分を行った件数									
	文書作成義務違反	その他不適切な文書管理	再発防止のための措置					事案の公表を行った件数	処分者数（人）	
			関係者等への注意喚起、指導等	行政機関内への注意喚起、適正管理の徹底周知等	業務手順、マニュアル等の見直し	その他	本人		監督者	
内閣官房	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
内閣法制局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
原子力防災会議	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
人事院	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
復興庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
内閣府	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮内庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公正取引委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国家公安委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
警察庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特定個人情報保護委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
金融庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
消費者庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総務省	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公害等調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
消防庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法務省	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公安審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公安調査庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
検察庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
外務省	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
財務省	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国税庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
文部科学省	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
文化庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
厚生労働省	1	0	1	1	1	1	0	1	2	2
中央労働委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
農林水産省	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
林野庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水産庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
経済産業省	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資源エネルギー庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特許庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中小企業庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国土交通省	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
運輸安全委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
観光庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
気象庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
海上保安庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
環境省	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
原子力規制委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
防衛省	1	0	1	1	1	0	0	1	3	1
会計検査院	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	2	0	2	2	2	1	0	2	5	3

資料14 点検及び監査の実施状況(主な指摘事項及び改善等措置状況)

区分		指摘事項	改善等措置状況
管理体制		一般職員等に対する指導・監督が適切になされていない。	管理者が的確に指導・監督を行うよう注意喚起した。
		昨年度の監査での指摘事項が改善されていない。	昨年度監査の指摘事項については早急に改善するよう指導した。
作成		経緯も含めた意思決定に至る過程や事務・事業の実績を合理的に跡付け・検証できるように、文書を作成していない。	指導した文書管理者から、改善済みの報告を受けている。
		接受した行政文書に接受印が押されていない。接受文書を登録せずに起案していた。	接受した文書は、受付登録するよう指導した。
整理	分類	作成・取得した行政文書について行政文書ファイルとしてまとめているが、相互に密接な関連がないものが含まれていたり、保存期間を考慮していない。	文書管理規則の規程を周知し改善するよう指導した。
		行政文書ファイルが適切に作成されていない(案件・単年ごと等の整理がされていない)。	ファイル内容をよく精査した上、相互に密接な関連を有する行政文書を、単年ごとにまとめるよう指導した。
	名称	行政文書ファイル等に分かりやすい名称を付していない。	分かりやすい名称とするか、レコードスケジュールチェック項目等の補足情報欄を活用するよう指導した。
	保存期間	行政文書ファイルを暦年(若しくは年度)ごとに作成していない。	迅速な所在検索や効率的な整理・保存の観点から、行政文書ファイルは、暦年(若しくは年度)ごとにまとめるよう指導した。
		複数年度にまたがる行政文書が一つの行政文書ファイルに綴られていた。	点検後すぐに改善された。
		保存期間が「常用」とされているが、常用文書に該当しない行政文書ファイル等があった。	各行政文書ファイルの内容に応じて、適切な保存期間の再設定を指示。
		保存期間の設定について、標準文書保存期間基準に従っていない行政文書ファイルがあった。	保存期間の設定は標準文書保存期間基準に従って行うよう習慣づけ、定期的に見直しを行うよう指導した。
保存	紙文書の保存場所・方法	職員の個人的な参考資料が事務室内の書棚に置かれている事案があった。	職員個人の執務参考資料は、各自機の周辺のみ収納するように改善したとの報告を受けた。
		機密性の高いファイル等が、施錠できる書庫・保管庫等で保管されていない。	施錠のできる書庫等で保管するよう指示した。
		行政文書ファイルに指定された背表紙が貼付されていない例が見受けられた。	背表紙を適切に作成・貼付するよう、該当課室の文書管理者に対し、文書管理担当者を通じて改善に向けた説明及び指導を行った。
		ファイルの保存場所を的確に把握できていなかった。	保存場所が確認できるよう指導し、その後把握できるように改善された。
	電子文書の保存場所・方法	施錠できないキャビネット内で機密性情報の入ったUSBメモリを保管していた。	施錠可能なキャビネットに保管した。
		平成26年度に作成した決裁文書のうち、文書管理システムにおける保存処理まで完了していないものがあった。	既決後には速やかに保存処理をするよう改善を促した。
	引継手続	人事異動や組織改編に伴う事務の引継ぎの際、関連する行政文書ファイルを後任者または組織改編後の新組織に引き継がれていなかった。	職員の人事異動の際は、前任の職員は必要な措置を講じた上で後任に引き継ぐよう指導した。

区分		主な指摘事項	改善等措置状況
行政文書 ファイル管 理簿		行政文書ファイル管理簿への誤記載、記載漏れがあった。	記載漏れについて記載し、誤記載については修正した。
		行政文書ファイル管理簿に当初から存在しない行政文書ファイル等が登録されている。	速やかに行政文書ファイル管理簿から削除した。
		行政文書ファイル管理簿について、管理者欄に文書管理者が記載されていなかった。	公文書等の管理に関する法律施行令に基づき、管理者欄に行政文書ファイル等に係る文書管理者を記載するよう指導及び周知を行った。
移管、廃棄 又は保存 期間の延 長	保存期間満了時の措置	保存期間満了時の措置（レコードスケジュール）を未定としている行政文書ファイルが存在した。	保存期間の満了前のできる限り早い時期に定めるよう指導し、保存期間満了時の措置を未定としていたものに対して、それぞれ指定したとの報告を受けた。
	移管	国立公文書館へ移管すべき行政文書ファイルが、適切に移管されていなかった。	指導した文書管理者から、改善済みの報告を受けている。
	廃棄	文書管理者等の立会いの下、行政文書を廃棄していなかった。	文書管理担当者等指定簿又は職位組織図へ廃棄立会者を記載し、本人に通知し職務を認識させ、以後の廃棄作業において立会するよう指導した。
		本来、廃棄すべき行政文書ファイル等が廃棄されていなかった。	廃棄協議済みであることを確認後、速やかに廃棄するよう指導した。
	延長	延長処理が行われていないファイルがあった。	速やかに延長処理をするよう指示し、改善報告を受けた。
	紛失等への対応	所在不明の行政文書ファイルがあった。	監査後、直ちに捜索を行ったが、見つからず、紛失と判断。当該ファイルには秘匿すべき個人情報等のないことを確認のうえ、速やかに同ファイルを複製し、関係職員に対する指導を行った。再発防止策として、行政ファイル文書の移動、移管等の管理を明確にするため、その都度、記録簿に記載する措置を講じた。
研修		研修会等の機会があった時に、文書管理担当者及び一般職員に参加を促していなかった。	業務に支障を来さない範囲で、参加しやすい環境を作り、積極的に参加を呼びかけるよう指導した。
		未実施であった。	職員全体に対する研修を実施した。